

こども施策の策定等に向けた 子ども等の意見の反映について

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども等の意見の反映（第11条）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられますが、例えば、以下のような手法が想定されます。
 - ✓ こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。
 - ✓ 審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
 - ✓ こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

- ◆ 具体的にどのような措置を講ずるのか、どのような頻度で意見を聴くのか、また、こどもの意見をどの程度反映すべきなのかなどについては、個々の施策の目的等に応じて、様々であると考えられます。

こども等の意見聴取方法に関する国のモデル事業

「どのような仕組み・環境があれば、国の政策に意見が言いやすいか」をテーマに実施
 (こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書
 (令和5年3月 株式会社NTTデータ経営研究所))

①広く公募し、こども・若者から意見を聴取

区分	対面	オンライン	チャット	Webアンケート
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 相手の表情が見える 場を共有できる 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者が地理的制約を受けにくい 移動が困難な場合であっても参加しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> こども・若者にとって日常的なツール 顔が見えないことで気軽な意見表明が可能 24時間参加可能 	<ul style="list-style-type: none"> 回答者の匿名性の確保 多くの意見を聴くことが可能 参加者の属性のばらつきを回避しやすい
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 小学4年生～概ね20代 48人 	<ul style="list-style-type: none"> 小学4年生～概ね20代 51人 	<ul style="list-style-type: none"> 中学1年生～概ね20代 53人 	<ul style="list-style-type: none"> 小学4年生～概ね20代 2,119人
実施時間	<ul style="list-style-type: none"> 日曜日の午後2回 (各約2時間) 	<ul style="list-style-type: none"> 平日の夕方以降2回 (各約2時間) 	<ul style="list-style-type: none"> 7日間 (1日1時間コアタイム) 	<ul style="list-style-type: none"> 約2週間
人員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテーター 板書係 	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテーター 板書係 	<ul style="list-style-type: none"> ファシリテーター 	—
大まかな流れ	アイスブレイク・自己紹介、ディスカッション、感想の共有、アンケート	アイスブレイク・自己紹介、ディスカッション、感想の共有、アンケート	アイスブレイク・自己紹介、ディスカッション、感想の共有、アンケート	—
アンケート結果やモデル事業の評価等	<ul style="list-style-type: none"> 話せる人に圧倒された 時間が足りない 	<ul style="list-style-type: none"> 発言するタイミングの難しさ 沈黙が生じる場面散見 表情が感じ取りにくく、コミュニケーションや双方向性が制限 	<ul style="list-style-type: none"> ニュアンスや雰囲気は伝えにくい 遡らないと内容についていけない 運営負担大 (チャット確認、リアクション) 	<ul style="list-style-type: none"> 意見を伝えやすい方法 手段は、「Webアンケート」が最多 学生を中心に学校を通して伝える仕組みがあると良いという意見

②個別に出向いてこども・若者から意見を聴取

区分	不登校のこども	児童養護施設で生活するこども	児童相談所一時保護所で生活するこども	困難を抱える若者	児童館を利用するこども	ユース・ラウンド・テーブル
実施方法	グループインタビュー (施設職員が進行)	グループインタビュー (知見のある国職員が進行)	個別ヒアリング (知見のある国職員が進行)	グループインタビュー (若者支援団体代表がファシリテーター)	グループ員インタビュー	オンライン
対象者	・小学生世代 14名 ・中高生世代 13名	・小学生 7名 ・高校生世代 3名	・幼児 2名 ・小中学生 6名	・社会的養護を経験した若者、 親元から避難した若者4名	・小学生、中学生、 高校生、大学生など 14名	・内閣府ユース政策モニター 27名
実施場所	フリースクール	児童養護施設	児童相談所一時保護所	関東近郊	児童館	—
実施時間	1回(3時間)	1回(5時間)	1回(2時間)	1回(3時間)	2回	1回(2時間)

③有識者等からのヒアリング

◆医療的ケア児等について、関係有識者等からのヒアリングを実施

- ・子育て、教育、防災は本人がしっかり政策に関与して決めてもらいたい。
- ・意見表出の機会が少なかった子どもは、信頼関係が構築できている大人が代弁する必要がある。 等

こども大綱の作成過程におけるこども等の意見を聴く取組

◆10月中に子ども・若者、子育て家庭等の意見を聴く取組を実施

取組	概要	実施時期(予定)
①こども若者いけんの会	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策部会委員数名によるこども・若者対象の公聴会(オンライン) 小学生年代～20代までが対象 事前登録制、各回50名まで 	10月15日(日) ・9時30分～10時30分(小学生年代) ・11時15分～12時15分(中学生年代) ・13時30分～14時30分(高校生年代～20代①) ・15時15分～16時15分(高校生年代～20代②)
②公聴会(子育て当事者向け)	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策部会委員数名による公聴会(オンライン) 高校生年代までのこどもがいる子育て当事者が対象 事前登録制、100組まで(親子での参加も可) 	10月14日(土)10時～12時
③公聴会(一般向け)	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策部会委員数名による公聴会(オンライン) 対象に制限なし 事前登録制、250名まで 	10月14日(土)14時～16時
④こども若者パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭庁HP上で実施 	9月末頃～3週間程度
⑤パブリックコメント (個人向け・団体向け)	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭庁HP、e-gov上で実施 団体向けについては、意見書の形式による提出可能 	9月末頃～3週間程度
⑥こども若者★いけんぷらす	<ul style="list-style-type: none"> ①ぷらすメンバーを対象としたアンケート調査 ②ぷらすメンバーからの意見聴取(対面、オンライン、チャット形式) ③出向く型(児童館(関東近郊)、児童養護施設(都内)、障害児支援施設(都内)) 	<ul style="list-style-type: none"> ①9月末頃～10月中 ②10月21日(土)午前(オンライン)・午後(対面)、10月20日(金)～10月23日(月)(チャット) ③調整中
⑦インターネットモニターへのアンケート	<ul style="list-style-type: none"> インターネットモニター会社のモニターを対象としたアンケート調査 	9月下旬～10月中旬
⑧こども団体・若者団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> こども団体・若者団体へのヒアリング 	10月中
⑨経済界・労働界ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 経済界(日本経済団体連合会、日本商工会議所、経済同友会)と労働界(日本労働組合総連合会)に対するヒアリング 	10月中

山口県こども計画の策定過程における子ども等の意見聴取に関する取組方針（案）

- ◆ 子ども等が意見を述べやすく、また、計画の骨格構成に資するため、計画の素案策定前（令和6年6～7月を想定）にこどもの意見聴取を実施し、当該意見を計画の素案の策定に資する
- ◆ 国のモデル事業等から、意見聴取の各実施方法それぞれにメリット・デメリットがあるが、可能な限り幅広く意見を集めつつ、回答者の負担や回答のしやすさ等を考慮し、
 - ・ 県内小学生（4年生以上）・中学生・高校生・大学生等対象のWebアンケート
 - ・ 各種施設等（不登校の子ども、児童養護施設で生活するこども、児童相談所一時保護所で生活する子ども、医療的ケア児等が利用する施設）における入所児童等への意見聴取
を実施

《参考》意見聴取対象範囲（イメージ）

区分	乳幼児期	小学生年代	中学生年代	高校生年代	大学生以上
Webアンケート		■			
個別聴取		■			

審議会（※）	■				■
--------	---	--	--	--	---

※子育て世代や大学生などの若い世代の委員からの意見聴取により、乳幼児期や大学生以上の範囲にも対応

アンケート・意見聴取の内容（イメージ）

1. 全ての子どもや若者が健やかに成長でき、結婚や子育てに夢や希望を感じられる社会にするために特に大切だと思うことについて、選択肢から3つまで選んでください。

《設定する選択肢の考え方・提示方法》

- ・年齢層に合わせて項目を追加
例) 中学生：ライフプランニングやジェンダーの視点を追加
高校生：インクルージョンの推進や社会的養護、医療的ケア児への支援を追加
大学生：プレコンセプションケアや子育て・教育に係る経済的負担の軽減、母子保健の充実を追加
- ・選択肢ごとに事例の掲載や補足説明を実施

①保育環境の充実 例) 保育士が増えて一人一人の子どもに十分対応できる、遊具が新しくなる、保育園に入園できない子がなくなる 等

②規範意識の育成 例) きまりを守る、礼儀正しく人と接する、節度のある生活をする 等

③学校等の安心・安全 例) 通学路等の安全、事故防止対策、犯罪被害の防止 等

④情報モラル 例) 知らない人に連絡先を教えない、情報には誤ったものもあることに気づく、健康のために利用時間を決めて守る 等

⑤こどもの居場所づくり 例) 放課後児童クラブや児童館を増やしたり利用方法を工夫する、こども食堂を増やす 等

⑥体力・運動能力の向上 例) アスリートによる運動教室の開催、学校で運動イベントを開催 等

⑦教育の充実 例) キャリア教育（「10歳の集い」や「立志式」の開催、職場見学・体験、インターンシップ等の体験活動の充実等）、学習指導、グローバル人材の育成、進路指導、読書活動、人権教育、特別支援教育、幼児期における取組、高等教育 等

⑧児童虐待防止対策 ⑨いじめ・不登校対応

⑩ヤングケアラー（※）支援 ※本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。学業や友人関係に影響が出ることがある

⑪障害児支援 ⑫その他（ ）

2. 1で選択した主な理由について可能であれば教えてください。